

(平成24年6月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 7 件

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和48年8月31日から49年1月31日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年1月31日であると認められることから、当該期間の同被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和48年8月及び同年9月は10万4,000円、同年10月から同年12月までは11万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月31日から50年3月31日まで  
昭和44年11月からA社に勤務していたが、49年2月に社長から資金繰りが苦しくなったので国民年金に加入するよう言われ、国民年金の加入手続をした。

その後、給与の支払も遅れるようになり、昭和50年3月にA社を退職した後は国民年金の保険料を納付したが、それまでは厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和48年8月31日から49年1月31日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社は昭和48年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日を同年8月31日とする届出が、その5か月後の49年1月31日になされていることが確認できる上、48年10月の定時決定の記録が取り消されていることが確認できる。

また、当該被保険者名簿によると、昭和49年1月31日付けで、申立人以外に33人の被保険者が、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった48年10月31日以前の日付に遡って厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、そのうちの15人は、同年7月の月額変更及び同年10月の定時決定の記録が取り消されていることが確認できる。

さらに、A社に係る商業・法人登記簿謄本では、当該期間について、法人事業所であったことが確認できる上、A社に昭和49年3月末まで勤務していたとする同僚の供述により、A社は、48年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後も5人以上の従業員が継続して勤務していたことが推認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、A社が適用事業所でなくなったとする処理を社会保険事務所(当時)が行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和48年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失届の受付日である49年1月31日とすることが妥当である。

また、昭和48年8月から同年12月までの標準報酬月額については、申立人のA社における取消前の被保険者名簿の記録から、同年8月及び同年9月は10万4,000円、同年10月から同年12月までは11万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和49年1月31日から50年3月31日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間のうち49年3月31日までA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、同僚から提出された昭和49年2月1日付けのA社発行の健康保険厚生年金保険脱退証明書によると、当該同僚が同年1月31日に健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが記載されており、また、同人は、「同脱退証明書は、当時の社員全員に交付された。」と供述していることから、A社では、申立人を含む全社員の被保険者資格を同年1月31日に喪失させる取扱いを行ったものと推認できる。

また、上述の同僚が所持する昭和49年1月分から同年3月分までの期間の給料明細書によると、厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できることから、申立人も当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていなかったものと推認できる。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月29日は40万2,000円、18年3月31日は6万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月29日  
② 平成18年3月31日

申立期間①及び②はA社に勤務し、賞与の支払を受けていたが、標準賞与額の記録が確認できない。申立期間①については前年と同額である40万2,000円を、申立期間②については全ての従業員が一律6万9,000円をそれぞれ支給されていた。

両申立期間の賞与支払明細書等はないが、両申立期間について標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B市から提供された平成18年度所得照会(回答)により、申立人が平成17年において源泉控除されていたことが認められる社会保険料控除額(44万3,565円)は、申立人のA社における申立期間①の標準賞与額を40万2,000円とした場合に控除されるべき厚生年金保険料額(2万8,719円)及び健康保険料額(1万8,995円)、オンライン記録により確認できる16年12月から17年11月までの標準報酬月額(24万円)、同年3月の標準賞与額(5万2,000円)及び同年8月の標準賞与額(22万円)に基づき控除されるべき同年の厚生年金保険料額(22万874円)及び健康保険料額(14万8,428円)、並びに所得証明書に記載された給与支払金額(336万3,095円)に、同僚が保管する給料支払明細書及び所得証明書に

より、給与支給総額には含まれるものの、所得証明書に記載された給与支払金額には算入されていないことが確認できる非課税交通費 12 か月分（9 万 6,000 円）を加えた額（345 万 9,095 円）に基づく同年の雇用保険料額（2 万 6,527 円）を合計した額（44 万 3,543 円）とほぼ合致することから判断すると、申立人は、申立期間①において、標準賞与額 40 万 2,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により源泉控除されていたことが認められる。

また、前述の同僚が保管する申立期間①の賞与支払明細書によると、事業主により源泉控除されたことが確認できる厚生年金保険料額は、支払を受けた賞与額に見合う標準賞与額に基づく額と合致することが確認できることから判断すると、申立人についても、同保険料控除額に見合う標準賞与額（40 万 2,000 円）に相当する賞与の支払を受けていたことが認められる。

- 2 申立期間②については、B 市から提供された平成 19 年度所得照会（回答）により、申立人が平成 18 年において源泉控除されていたことが認められる社会保険料控除額（43 万 3,637 円）は、A 社における申立期間②の標準賞与額を 6 万 9,000 円とした場合に控除されるべき厚生年金保険料額（4,929 円）及び健康保険料額（3,253 円）、オンライン記録により確認できる 17 年 12 月から 18 年 3 月までの A 社における標準報酬月額（24 万円）、同年 4 月から同年 11 月までの他の事業所における厚生年金保険及び健康保険の被保険者期間に係る標準報酬月額（24 万円）、同年 8 月の標準賞与額（24 万 1,000 円）、同年 10 月の標準賞与額（5 万 8,000 円）及び同年 12 月の標準賞与額（30 万 1,000 円）に基づき控除されるべき同年の厚生年金保険料額（23 万 3,729 円）及び健康保険料額（16 万 4,154 円）、並びに所得証明書に記載された給与支払金額（336 万 4,100 円）に、同僚が保管する給料支払明細書及び所得証明書により、給与支給総額には含まれるものの、所得証明書に記載された給与支払金額には算入されていないことが確認できる非課税交通費 12 か月分（8 万 9,600 円）を加えた額（345 万 3,700 円）に基づく同年の雇用保険料額（2 万 7,630 円）を合計した額（43 万 3,695 円）とほぼ合致することから判断すると、申立人は、申立期間②において、標準賞与額 6 万 9,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により源泉控除されていたことが認められる。

また、前述の同僚が保管する申立期間②の賞与支払明細書によると、事業主により源泉控除されたことが確認できる厚生年金保険料額は、支払を受けた賞与額に見合う標準賞与額に基づく額と合致することが確認できることから判断すると、申立人についても、同保険料控除額に見合う標準賞与額（6 万 9,000 円）に相当する賞与の支払を受けていたことが認められる。

- 3 事業主が申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主に照会したものの、回答が得られない上、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明

らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月から61年3月まで

夫が昭和53年に勤め先を退職後、私は夫と一緒に国民年金に加入した。

会社を辞めた時には、国民年金の加入手続が必要であることを役所の職員から教えられていたので、申立期間についてもその手続を行っており、私が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。

申立期間について、夫の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が勤め先を退職した昭和53年に、夫婦一緒に国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理簿及び同手帳記号番号の前後の被保険者加入状況調査等により、同年10月頃に夫婦連番で払い出されたものと推認できる上、オンライン記録により、申立人は、54年4月9日に厚生年金保険の被保険者となったことから国民年金の被保険者資格を喪失し、57年3月1日に同資格を再取得していることが確認できる。

しかしながら、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和57年3月頃に国民年金の加入手続を行ったはずであるとしているが、その当時に加入手続を行っていたら、A市における申立人の国民年金被保険者名簿は昭和56年度から作成されることから、同年度から59年度までの申立人に係る同被保険者名簿が見当たらないことから、申立人は、当該期間後に加入手続を行ったことにより、57年3月1日に遡って被保険者資格を取得したものと推認でき、申立期間のうち57年3月から60年3月までについて、当該期間当時、国民年金に未加入であり、申立人の夫の保険料と一緒に納付することはできなかった

ものと考えられる。

また、申立期間のうち昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間について、A 市における国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金保険料の納付の事実は確認できないが、申立人の夫の保険料は、10 回に分けて納付されていることが確認でき、夫の保険料と一緒に納付したとする申立人のみが 10 回にわたり保険料の納付を記録されなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したことや、まとめて納付した記憶は無いと述べている上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 2254 (事案 774、1588、1887 及び 2056 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から49年1月までの期間、同年9月から61年3月までの期間及び62年12月から平成元年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から49年1月まで  
② 昭和49年9月から61年3月まで  
③ 昭和62年12月から平成元年7月まで

再申立てに当たり、申立期間の国民年金保険料の納付に係る新たな事情は無いが、自分が保険料を納付していたことは確かなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、申立期間と併せて昭和36年4月から40年3月までの期間に係る申立てを行ったところ、当該期間については、年金記録の訂正が必要であると認められたものの、申立期間については、i) 申立人は申立期間の国民年金保険料の納付方法について、毎月、A市役所で納付したとしているが、A市において保険料が毎月納付となったのは60年4月からであり、申立期間のほとんどが3か月毎の納付方式であったこと、ii) 申立期間のうち、申立人の夫が国民年金に加入していた期間については、夫の保険料も未納となっていること、iii) 申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無いこと等を理由として、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないと判断し、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月20日付け、22年6月15日付け、23年2月15日付け及び同年7月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当委員会の決定に納得がいかないとして5回目となる申立てを行っているが、再申立てに際し、申立期間の国民年金保険料の納付に係る

新たな情報を提供することなく、申立期間の国民年金保険料を納付していたのは確かであると主張するのみである上、当委員会においてこれまで収集した資料及び供述内容を再度検討したが、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は無く、ほかに当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から63年9月まで

私は、職場の先輩から、「自分は国民年金保険料の納付を忘れていたため、後から相当な金額の保険料を請求されて大変だった。」という話を聞き、すぐにA市役所で国民年金の加入手続をするとともに、保険料の未納分をどうしたらよいかを窓口の職員に相談した。

その際、未納分となっている国民年金保険料の納付について、一括か分割かのどちらにするかを問われたので、分割納付にしてもらい、その後、送付されてきた納付書により、毎月銀行で保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査により、申立人が申立期間当時に居住していたA市において、平成2年11月頃に払い出されたものと推認でき、その時点で申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に対し別の同手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿の記録により、申立人は、申立期間直後の昭和63年10月以降の国民年金第1号被保険者期間における国民年金保険料を全て納付していることが確認できるが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し時点において、保険料の納付が可能な期間は同年同月以降の期間であり、申立人は当該払出し時点で納付が可能な保険料を納付していたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4343

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月21日から同年4月1日まで  
② 平成7年3月31日から同年4月1日まで

申立期間①は、A医院に平成元年3月末日まで勤務したと記憶しているが、年金記録によると、A医院における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年3月21日になっている。

申立期間②は、年金記録によると、B病院における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成7年3月31日になっているが、同日までは通常どおり勤務したと記憶しているので、同保険の被保険者資格喪失日は同年4月1日になるはずである。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A医院に勤務していたが、准看護婦の資格を取得するため、同僚の一人と一緒に、平成元年4月から看護学校に進学することになった。A医院に同年3月末日まで勤務したと記憶している。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、A医院は、平成21年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は、「当医院は既に廃業しており、資料も残っていない。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、当時の事務担当者は、「申立人は、看護学校に進学するために退職している。A医院の給与計算の締め日が毎月20日であったことから、申立

人を平成元年3月20日付けの退職として届出を行い、申立期間①に係る厚生年金保険料は控除していない。また、申立人が一緒に看護学校に進学したとしている同僚についても、申立人と同様に取り扱った。」と供述している上、雇用保険の被保険者記録によると、申立人及び申立人が名前を挙げた同僚の当該事業所における離職日は、いずれも厚生年金保険被保険者資格喪失日の前日である平成元年3月20日であることが確認できる。

さらに、上記の事務担当者は、「雇用保険と厚生年金保険とは同時に適用させていた。」と供述しているところ、オンライン記録により、申立期間①及びその前後の期間において、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる5人(申立人及び申立人が名前を挙げた同僚を含む。)は、いずれも雇用保険の被保険者記録により確認できる離職日の翌日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、雇用保険と厚生年金保険の被保険者記録は一致している。

2 申立期間②について、申立人は、「B病院に勤務しながら、正看護婦の資格を取得するために看護学校に通学していた。平成7年4月からは、看護学校の臨床実習が始まり勤務時間が減少したため雇用形態が変更となり、これに伴い厚生年金保険の被保険者資格を喪失することになったが、同年3月末日までは通常どおり勤務したと記憶している。」と主張している。

しかしながら、当該事業所から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主は、申立人について平成7年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を行ったことが確認できる上、当該事業所は、「当時、厚生年金保険料については翌月控除であったが、看護婦が退職する場合等の取扱いについて、看護婦長等と話し合った結果、退職する月に2か月分の健康保険料及び厚生年金保険料を給与から控除することは、退職する者の負担が大きいため、月末日の1日前を退職日とすることとし、月末日に健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失させて、退職する月分の保険料を控除しない取扱いを行っていた。当時の賃金台帳等はないが、本件申立ての場合も同様の取扱いであり、平成7年3月分の厚生年金保険料は控除していないと推測される。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「私は、申立人と一緒に看護学校に通学していた。臨床実習のため雇用形態が変更になり、これに伴い厚生年金保険の被保険者資格を喪失した。申立人と同様、平成7年3月31日までは通常どおり勤務したと記憶している。」と述べているものの、雇用保険の被保険者記録によると、当該同僚の当該事業所における離職日は、申立人と同様、厚生年金保険被保険者資格喪失日の前日である平成7年3月30日であることが確認できる上、同人は、「平成7年3月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたかどうかについては分からない。」と供述している。

さらに、前述の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及びオンライン記録により、申立人と同日に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚6人(申立人が名前を挙げた同僚を除く。)に照会し、5人から回答が得られたところ、このうち、申立人と同職種の同僚で、かつ、自身の退職日を記憶していた二人は、「平成7年3月31日まで勤務した記憶はあるが、同年3月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたかどうかについては分からない。」と供述しており、いずれの同僚からも申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 1 月 27 日から同年 6 月 2 日まで  
② 昭和 56 年 1 月 29 日から同年 6 月 1 日まで

昭和 54 年 5 月から 56 年 5 月末日まで A 社に運転手として継続して勤務していたが、年金記録によると、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A 社は、平成 10 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、適用事業所でなくなった時点の事業主は、「現在、A 社は営業しておらず、資料も無い。当時のことは分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できない。

また、当時の取締役は、「運転手については、冬期間の業務量が減少することから、一度解雇し、春に再び採用する季節的な雇用であった。冬期間は仕事があるときのみスポット的に勤務していた。」と供述し、同人が名前を挙げた事務担当者は、「給与及び社会保険の事務担当者として勤務していた。運転手は季節雇用であり、冬に解雇し、春に再雇用する取扱いを行っていたが、厚生年金保険に加入させていない期間は厚生年金保険料を控除していない。なお、私は、昭和 57 年から勤務しているが、それより前も同様の取扱いであったと考えられる。」と供述している。

さらに、申立人は、当時の同職種の同僚二人の名前を挙げているところ、このうち一人は、オンライン記録によると、申立人と同様、冬期間の厚生年金保

険の被保険者記録が確認できない上、同人に照会したものの、協力が得られず、他の一人は、オンライン記録によると、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無く、同人は、「私は、請負制の給与であり、申立人とは取扱いが異なっていた。厚生年金保険についての記憶は無い。」と供述している。

加えて、オンライン記録によると、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、申立期間①及び②並びにその前後の期間において、申立人と同様に、冬期間の被保険者記録が無く、季節的業務に反復して従事していたと考えられる同僚が確認できる上、これら同僚のうち、生存及び所在が確認できた12人（申立人が名前を挙げた同僚を除く。）に照会し、5人から回答が得られたところ、このうち3人は、「当時、A社に季節雇用の運転手として勤務していた。厚生年金保険に加入していない期間は厚生年金保険料を控除されていない。」と供述しており、他の二人からも、同保険の被保険者記録が無い期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

その上、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日とほぼ同時期に雇用保険の被保険者資格を喪失し、失業等給付を受給していることが確認できる上、申立期間②のうち、昭和56年3月15日から同年6月1日までの期間について、他の事業所における同保険の被保険者記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4345 (事案 306、1500、3134、3765、4125 及び 4283 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月から 45 年 8 月まで  
② 昭和 45 年 10 月から 48 年 5 月まで

申立期間①はA社に、申立期間②はB社にそれぞれ勤務していたが、両申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと、これまで6回申し立てたが認められなかった。

今回、私が両申立期間において厚生年金保険に加入していたことを証言してくれる者が新たに一人見つかったので、再度調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) オンライン記録によると、A社は昭和 50 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間①は適用事業所でないことが確認できること、ii) A社に照会したものの、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認できる関連資料や供述が得られないこと、iii) 元事業主の子及び同僚のほか、申立人の兄弟や申立人の友人に照会したものの、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを裏付ける関連資料や具体的な供述が得られないこと、また、申立期間②に係る申立てについては、i) B社に照会したものの、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認できる関連資料や供述が得られないこと、ii) 元事業主の妻及び子、申立人が勤務していた職場の所長のほか、申立人の兄弟や申立人の友人に照会したものの、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを裏付ける関連資料や具体的な供述が得られないこと、iii) オンライン記録により、B社における厚生年金保険の被保険者記録が確認で

きる複数の同僚に照会したものの、いずれも「申立人の名前に記憶が無く、厚生年金保険の加入状況についても分からない。」と供述していること等を理由として、平成20年11月20日付け、21年11月20日付け、22年12月17日付け、23年5月13日付け、同年9月9日付け及び24年3月2日付けで、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間①について、A社に係る商業・法人登記簿謄本において、申立期間①当時の同僚が役員として記載されていることが確認できたため、同人に連絡を取り、同人から申立人が厚生年金保険に加入していた旨の証言を得られたと主張しているところ、同謄本によると、当該同僚は、申立期間①より後の期間であるものの、同社の取締役役に就任していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、上記同僚は、申立期間①及びその前後の期間について、A社における厚生年金保険の被保険者記録が無い一方、別の事業所において同保険の被保険者記録が確認できる上、同人は、「私は、兄が経営する会社に勤務していた。A社は、兄の会社の取引先であったが、A社に勤務したことは一度も無く、同社の取締役になっていたことも知らなかった。申立人とは面識が無く、申立人の申立てに関する事情について何も知らない。」と供述していることから、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人は、申立期間②について、新たな資料を提出することなく、「第三者委員会の決定に納得できない。」と主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

さらに、申立人は、「申立期間①より前は、他の事業所において季節雇用の社員として勤務し、冬期間は実家の事業を手伝いながら失業等給付を受給していた。」と供述しているところ、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、昭和41年から47年までの夏期間について、毎年、他の事業所における被保険者記録が確認できる。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 12 月 1 日から 52 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 52 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 53 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A病院には、昭和 51 年 12 月 1 日から勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 52 年 3 月 1 日となっており、申立期間①について、同保険の被保険者記録が無い。また、申立期間②について、A病院には 52 年 3 月 31 日まで勤務したため、同保険の資格喪失日は同年 4 月 1 日となるはずである。

昭和 52 年と 53 年に B 市 C 部（現在は、B 市 D 部）に臨時職員として勤務したが、申立期間③について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち昭和 52 年 1 月 5 日から同年 3 月 1 日までの期間について、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、当該期間について、A病院に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A病院が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 52 年 3 月 1 日であることから、申立期間①当時は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、当時の事業主は既に死亡していることから、事業主の妻に照会したところ、「A病院に係る当時の資料は残されていないので、申立人のA病院における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については不明であるが、厚生年金保険の適用事業所になっていない昭和 52 年 3 月 1 日より前の期間に

において、従業員の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

さらに、A病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立人と同様にA病院が厚生年金保険の適用事業所となった昭和52年3月1日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者15人（申立人を含まず。）のうち9人に照会したところ、回答を得られた5人は、いずれも「厚生年金保険については分からない。」と述べており、申立人が同日以前の期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「A病院には昭和52年3月31日まで勤務した。」と主張しているところ、上述の事業主の妻は、「A病院に係る当時の資料は残されていない。」と回答していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び供述を得ることができない。

また、上述の回答を得られた5人のうち、申立人を記憶している二人は、「申立人がいつまで勤務していたかは分からない。」と述べており、申立人の退職日を確認できる供述を得ることができない。

さらに、A病院に係る被保険者原票により、昭和52年3月30日から53年4月1日までの期間にA病院において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した23人（申立人を含まず。）の資格喪失日を確認したところ、月初め（1日）となっている者は6人のみであり、他の17人は区々となっていることから、申立人の資格喪失日が月初めとなっていないことが不自然であるとは言えない上、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の離職日は52年3月28日と記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、B市D部は、「昭和52年及び53年の臨時職員任用書は保管されているが、申立人に係るものは52年のみであり、53年の勤務については確認できない。社会保険の適用に係る当時の資料は残されていないため不明である。」と回答していることから、申立期間③に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、B市C部に係る被保険者原票により、申立期間③当時、B市C部において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる7人に照会し、4人から回答を得られたところ、このうちの一人は、「私が勤務した昭和53年6月1日から同年8月15日までは、申立人も現場職員として勤務していた。」と述べているものの、他の3人は申立人を記憶しておらず、申立期間

③において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができない上、4人のうち二人が名前を挙げた同僚についても、B市C部における厚生年金保険被保険者としての記録が確認できない。

さらに、申立期間③に係るB市C部の被保険者原票を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、雇用保険の被保険者記録においても申立期間③に係る申立人の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4347

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月 21 日から同年 9 月 1 日まで

A社に平成 2 年 8 月 31 日まで雇用され、A 同社から B 社系列の C 社に派遣されライン作業に従事していたが、年金記録を確認したところ、A 社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 8 月 21 日となっている。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に平成 2 年 8 月 31 日まで雇用され、A 社から B 社系列の C 社に派遣されライン作業に従事していた。」と主張している。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、A 社は平成 3 年 2 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、同職種で労働形態が同じであったとする同僚 3 人の名前を挙げているところ、このうち個人を特定することができた二人は、オンライン記録によると、申立人と同様、平成 2 年 8 月 21 日に A 社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後、別の事業所において同年 9 月 1 日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間は厚生年金保険の加入記録が確認できない上、当該二人のうち回答を得られた一人は、「申立人を記憶しているが、私は申立人とは別の事業所で仕事をしていたので申立人の勤務状況等については分からない。また、自分の申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用等についても何も覚えていない。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について供述を得

ることができない。

さらに、オンライン記録により、申立人と同様、平成2年8月21日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後、別の事業所において同年9月1日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚42人（前述の同僚二人を除く。）のうち、生存及び所在が確認できた34人に照会し、10人から回答を得られたところ、いずれの者も「申立期間においてA社に雇用されていたと思うが、給与から同年8月分の厚生年金保険料を控除されていたかどうかは分からない。なお、自分の年金記録に空白期間がある理由は分からない。」と供述しており、これらの者から、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、オンライン記録によると、A社において申立期間以降も厚生年金保険の加入記録が継続している者が、4人確認できるところ、そのうち生存及び所在が確認でき、唯一回答を得られた者（申立人が課長であったとする者）は、「私は社会保険事務を担当していなかったため、申立期間当時の厚生年金保険の適用状況については分からない。」と供述しており、申立人の申立ての事実を裏付ける供述は得られなかった。

なお、申立人を含む多くの者が、A社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後に、D社において新たに同保険の被保険者資格を取得しているため、同社の当時の事業主に対し、その経緯及び背景事情等について照会したものの、回答を得られないことから、それらについては確認することができなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から 12 年 2 月 1 日まで  
平成 10 年 6 月 1 日から 12 年 1 月末日までの期間、A社で技術者として勤務した。

給与は年俸制であったため、年俸を月割りして毎月 17 万円ぐらいの金額が支給されていたと記憶しているが、年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が入社当初より下がっている上、記憶している給与額に比べ低額となっているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、当時の事務担当者は、「当社の給与は年俸制ではなかった。申立人は、病気により欠勤することが多かったため、給与が下がった可能性がある。また、社員の厚生年金保険料については、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づいて計算した額を給与から控除していた。」と供述している。

また、申立人は、事務担当者以外の同僚の名前を記憶していないことから、オンライン記録により、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚 17 人に照会し、4 人から回答を得られたところ、自身の標準報酬月額が事実と相違しているとする者はいない上、4 人のうち 1 人から提出されたA社に係る給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額は、当該同僚に係るオンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料と同額又は下回る額となっていることが確認できる。

さらに、申立人は、給与は毎月 17 万円ぐらいであったとしているところ、

申立人から提出されたA社に係る雇用保険受給資格者証に記載されている離職時賃金日額を基に算出した報酬月額が11万6,160円となり、申立人が主張する報酬月額と相違している。

加えて、オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が遡って訂正されている等、不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

なお、B健康保険協会の健康保険給付記録によると、申立人は申立期間の一部において、疾病により欠勤し、複数回、傷病手当金を受給していることが確認でき、これは、先述の事務担当者の供述と符合している。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月 1 日から 45 年 4 月 20 日まで  
② 昭和 45 年 4 月 20 日から 48 年 1 月 29 日まで  
③ 昭和 48 年 2 月 1 日から 52 年 2 月 28 日まで  
④ 昭和 52 年 3 月 1 日から平成 3 年 5 月 1 日まで

申立期間①はA社に勤務し、配達等の業務に従事していた。

申立期間②はB社に勤務し、販売等の業務に従事していた。

申立期間③はC社に勤務し、製造等の業務に従事していた。

申立期間④はD社に勤務し、営業等の業務に従事していた。

申立期間①及び②においては、会社から住宅及び食事を、また、申立期間③及び④においては、会社から住宅を、それぞれ無料で提供されていたが、年金記録の標準報酬月額には、これらの現物給与が含まれていないと思われる。現物給与が含まれた標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを証明できる給与明細書等はないが、調査の上、各申立期間の標準報酬月額を適正な金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の当時の事業主は、既に死亡している上、A社は、「当時、当社では、事務所の2階を住居として従業員に提供するとともに、食事も支給していたと聞いているが、当時の賃金台帳、社会保険関係資料等は保存されていないため、これらの現物給与が含まれた報酬月額を基に、社会保険事務所(当時)に対し標準報酬月額の届出を行っていたかどうかや、現物給与の対象者からそれを含む標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたかどうかについては分からない。」と回答している。

また、申立人は、申立期間①当時の同僚として5人の名前を挙げているが、このうち一人は、既に死亡しており、3人は申立人が姓しか記憶していないため個人を特定することができない上、生存及び所在が確認できた一人からも回答を得られなかったことから、これらの者から申立人の申立てに係る事実を裏付ける供述及び資料を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間①当時、A社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた者5人に照会したところ、このうち回答が得られた4人は、「住宅及び食事の提供を受けていなかったため、現物給与の対象従業員がそれを含む標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたかどうかについては分からない。」と供述しており、いずれの者からも申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得られなかった。

2 申立期間②について、B社は、「保存年限の経過により当時の資料を既に廃棄しているため、申立人の報酬月額、申立人に係る標準報酬月額に係る届出の状況及び厚生年金保険料の給与からの控除の状況については不明である。」と回答している。

また、申立人がB社で一緒に勤務していたとする同僚3人に照会したところ、回答が得られた二人は、いずれも、「住宅及び食事の提供を受けていたが、当時の給与明細書を保管しておらず、会社が現物給与を報酬月額に算入していたかどうか、また、現物給与を含む報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を源泉控除されていたかどうかについては分からない。」と供述しており、これらの者から申立人の申立てに係る事実を裏付ける供述及び資料を得ることができない。

さらに、B社に係る被保険者原票により、申立期間②当時、B社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者4人に照会したところ、回答が得られた二人のうち一人は、「食事の提供を受けていたが、当時の給与明細書を保管しておらず、会社が現物給与を報酬月額に算入していたかどうか、また、現物給与を含む報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を源泉控除されていたかどうかについては分からない。」と供述しているほか、他の一人は、「住宅及び食事の提供を受けていなかったため、現物給与の対象者がそれを含む標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたかどうかについては分からない。」と供述しており、いずれの者からも申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得られなかった。

3 申立期間③について、事業所名簿によると、C社は昭和55年12月23日

に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、商業・法人登記簿謄本により、同社の取締役であったことが確認できる当該事業主の妻に照会したものの、回答を得られず、申立人の申立期間③における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することはできなかった。

また、申立人がC社で一緒に勤務していたとする同僚3人に照会したところ、このうち事業主の弟は、「私は経営に関与しておらず、会社における社会保険関係の事務の取扱いは何も分からない。」と供述しており、また、他の二人は、いずれも、「借上住宅に入居していたが、給与明細書が無いので、会社が現物給与を報酬月額に算入していたかどうか、また、現物給与の対象従業員がそれを含む標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたかどうかについては分からない。」と供述しており、これらの者から申立人の主張を裏付ける供述を得られなかった。

さらに、C社に係る被保険者原票により、申立期間③当時、C社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた者9人に照会したところ、回答が得られた4人は、「住宅の提供を受けていなかったため、現物給与の対象者がそれを含む標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたかどうかについては分からない。」と供述しており、いずれの者からも申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得られなかった。

4 申立期間④について、事業所名簿によると、D社は平成8年8月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は、「当時の関係資料が無く、申立人の給与総支給額及び厚生年金保険料控除額については、分からないが、D社では現物給与の支払は一切無かった。」と回答している。

また、申立人がD社で一緒に勤務していたとする同僚二人のうち、事務担当者として名前を挙げた者は既に死亡しており、他の一人は、「私が入社したのは申立期間④より後であるため、当時の状況は分からない。健康保険組合での勤務経験があったことから、D社入社後は社会保険事務を担当したが、自身の在職中に現物給与の支払は無かった。」と供述しており、申立人の主張を裏付ける供述を得られなかった。

さらに、D社に係る被保険者原票及びオンライン記録により、申立期間④当時、D社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた者10人に照会したところ、回答が得られた二人は、いずれも「住宅の提供を受けていなかったため、現物給与の対象従業員がそれを含む標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたかどうかについては分からない。」と供述しており、いずれの者からも申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたこと

をうかがわせる供述を得られなかった。

- 5 このほか、申立期間①から④までについて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、全ての申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。